

安芸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年2月28日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

令和3年度

定期監査等結果報告書



安芸市監査委員

3 安 監 第 89 号

令和 4 年 2 月 22 日

安 芸 市 長 横山 幾夫 様

安芸市議会議長 尾原 進一 様

安芸市教育長 藤田 剛志 様

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

定期監査等監査結果について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項により
監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	P.1
第 2	監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	P.1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	・ ・ ・ ・ ・	P.2
第 4	監査の期間	・ ・ ・ ・ ・	P.3
第 5	監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	P.3
1	随意契約(委託料及び工事)	・ ・ ・ ・ ・	P.3
2	現金出納及び保管管理	・ ・ ・ ・ ・	P.6
3	郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)の出納及び保管管理	・ ・	P.7

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 随意契約（令和2年度の委託料及び工事）

●委託料

所 管 課	事 業 名 等
総 務 課	労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断委託料
市 民 課	令和2年度安芸市あったかふれあいセンター事業委託料
環 境 課	令和2年度災害廃棄物(廃農業用ビニール類) 処分委託業務
建 設 課	≪2-(20)号≫市道東屋敷線用地測量委託業務
生涯学習課	土居廓中伝統的建造物群保存地区まちなみ保存修理指導委託業務

●工事

所 管 課	事 業 名 等
企画調整課	≪2-(229)号≫赤野駅前広場他2ヶ所防犯カメラ設置工事
福祉事務所	≪2-(277)号≫井ノ口保育所テラスシート張替工事
農 林 課	≪2-(162)号≫30年災16/8、109/8ケイノ上農地水路災害復旧工事
商工観光水産課	≪2-(272)号≫内原野公園ボート桟橋改修工事
建 設 課	≪2-(31)号≫普通河川北奈路谷川河川災害復旧工事
	≪2-(32)号≫普通河川上奈路谷川河川災害復旧工事
上下水道課	≪2-(154)号≫農業集落排水事業 赤野桜浜地区管渠移設工事
危機管理課	≪2-(215)号≫入河内・黒瀬・大井地区防犯灯LED化工事
	≪2-(301)号≫安芸地区バッテリー切替式避難誘導灯設置工事
消 防 本 部	≪2-(50)号≫安芸市防災センター訓練副塔漏水対策工事
学校教育課	≪2-(168)号≫安芸市立穴内小学校網戸設置工事
	≪2-(172)号≫安芸市立川北小学校網戸設置工事
生涯学習課	≪2-(205)号≫安芸市民会館網戸設置工事
	≪2-(207)号≫安芸市民図書館網戸設置工事

2 現金出納及び保管管理

所 管 課	係 名 等	つり銭貸付金額 単位：円
財産管理課	住宅係	10,000
税 務 課	手数料窓口	20,000
	収納係	150,000
市 民 課	市民係	40,000
	国保年金係	50,000
	介護保険係	50,000
	健康ふれあい係(検診)	30,000
	健康ふれあい係(元氣風呂)	30,000
福祉事務所	こども係	10,000
環 境 課	環境整備係	10,000
	最終処分場	50,000
上下水道課	下水道係	20,000
学校教育課	学校教育係	10,000
生涯学習課	市民館	30,000
	市民会館	30,000
	歴史民俗資料館	50,000
	書道美術館	50,000
	スポーツ振興係	20,000

3 郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)の出納及び保管管理

総務課(総務係)・税務課(収納係)・市民課(市民係・国保年金係・介護保険係・健康ふれあい係)・福祉事務所(障害ふくし係・保護係)・建設課(地籍調査係)・選挙管理委員会・農業委員会・生涯学習課(市民館・女性の家・生涯学習係・歴史民俗資料館)

第3 監査の実施内容及び着眼点

安芸市監査基準(令和2年安芸市監査委員告示第2号)に準拠し実施した。

随意契約については、対象を指定し所管課から監査資料の提出を求め、必要に応じ所管課からの説明を聴取する方法。現金出納及び保管管理、郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)の出納及び保管管理については、現地調査により実施した。

(1) 随意契約

- ・随意契約の理由が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれに該当するか、合理的理由があるか。
- ・予定価格は適正に定められているか。
- ・契約を故意に細分化していないか。

(2) 現金出納及び保管管理

- ・手提げ金庫等の中に公金以外の現金がないか。
- ・現金出納簿は管理作成されているか。
- ・勤務時間中・勤務時間外の現金の保管場所は適正であるか。
- ・手提げ金庫等の保管場所は施錠されているか。

(3) 郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)の出納及び保管管理

- ・管理簿は管理作成されているか。
- ・勤務時間中・勤務時間外の郵便切手類の保管場所は適正であるか。
- ・郵便切手類の保管場所は施錠されているか。
- ・旧額面の郵便切手類を保有していないか。

第 4 監査の期間

令和 4 年 1 月 11 日から 2 月 21 日

第 5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。簡易な過誤等については、その都度関係職員に注意を行ったので記述を省略した。

1 随意契約

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定されている。

各号の内容は次のとおりである。

- (1) 売買、賃借、請負その他の契約で予定価格が同施行令に定める額の範囲内で規則に定める額を超えないとき。

安芸市契約事務規則で定める額は次の額以下としている。

工事又は製造の請負（委託契約を除く。）	130 万円
財産の買入れ	80 万円
物件の借入れ	40 万円
財産の売払い	30 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

- (2) 契約の性質または目的が競争入札に適しないとき。
- (3) 障害者支援施設などにおいて製作された物品を買い入れる契約をするとき。障害者支援施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体などから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

予定価格については、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するものであり、安芸市契約事務規則（以下「規則」という。）第41条に、随意契約をしようとする場合にも一般競争入札に付する場合と同様に、予定価格を定め、その定めた予定価格を記載した書面を作成しなければならないとなっている。ただし、規則第40条に規定する金額以下であることが明らかな場合又は災害等で緊急を要する場合は、定めなくても構わないとなっている。

監査の着眼点に基づく結果は次のとおりである。

●委託料

所 管 課	事 業 名 等	随契 理由	予定 価格	契約金額 (変更後金額) 単位：円
総 務 課	労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断委託料	2号	有	1,073,985
市 民 課	令和2年度安芸市あったかふれあいセンター事業委託料	2号	有	15,510,959 (14,641,582)
環 境 課	令和2年度災害廃棄物(廃農業用ビニール類)処分委託業務	2号	無	616,000 (1,711,556)
建 設 課	≪2-(20)号≫市道東屋敷線用地測量委託業務	1号	省略	429,000 (609,400)
生涯学習課	土居廓中伝統的建造物群保存地区まちなみ保存修理指導委託業務	2号	無	508,200

●工事

所 管 課	事 業 名 等	随契 理由	予定 価格	契約金額 (変更後金額) 単位：円
企画調整課	≪2-(229)号≫赤野駅前広場他2ヶ所 防犯カメラ設置工事	1号	省略	1,089,000
福祉事務所	≪2-(277)号≫井ノ口保育所テラス シート張替工事	1号	有	312,785
農 林 課	≪2-(162)号≫30年災16/8、109/8 ケイノ上農地水路災害復旧工事	7号	有	8,030,000 (7,909,000)
商工観光水産課	≪2-(272)号≫内原野公園ボート桟橋 改修工事	1号	省略	1,210,000
建 設 課	≪2-(31)号≫普通河川北奈路谷川河 川災害復旧工事	1号	省略	1,100,000 (572,000)
	≪2-(32)号≫普通河川上奈路谷川河 川災害復旧工事	1号	省略	935,000 (1,061,500)
上下水道課	≪2-(154)号≫農業集落排水事業 赤野桜浜地区管渠移設工事	5.8号	有	1,925,000 (1,452,000)
危機管理課	≪2-(215)号≫入河内・黒瀬・大井 地区防犯灯LED化工事	1号	省略	990,000 (1,194,600)
	≪2-(301)号≫安芸地区バッテリー 切替式避難誘導灯設置工事	1号	省略	1,100,000
消 防 本 部	≪2-(50)号≫安芸市防災センター 訓練副塔漏水対策工事	6号	省略	682,000
学校教育課	≪2-(168)号≫安芸市立穴内小学校 網戸設置工事	1号	省略	550,000
	≪2-(172)号≫安芸市立川北小学校 網戸設置工事	1号	省略	770,000
生涯学習課	≪2-(205)号≫安芸市民会館網戸設 置工事	1号	省略	534,490
	≪2-(207)号≫安芸市民図書館網戸 設置工事	1号	省略	542,850

随意契約理由については、今回対象とした 19 件の内、第 1 号適用が 12 件、第 2 号適用が 4 件、第 6 号適用が 1 件、第 7 号適用が 1 件、第 5.8 号適用が 1 件であった。

第 2 号適用の内、1 件については、随意契約理由として、契約の相手方を選定する際に一部公平性に欠ける記載があった。

予定価格については、規則第 40 条に規定する金額を超えるものが 6 件、そのうち予定価格調書を作成していないものが 2 件あった。

なお、安芸市会計事務規則第 41 条に規定する工事施工伺書ではなく、起案紙により処理を行っていたものが 1 件あった。

<指導事項>

随意契約は、簡便な手続により当該契約の目的に適した者を選定でき、確実な履行が確保できるが、その運用を誤ると公平性が欠如し、契約相手の固定化を招くおそれや価格において市に不利になるおそれもある。あくまでも随意契約は例外的な方法であることを認識し運用してください。

今後は「随意契約ガイドライン」及び「安芸市契約事務の適正化要綱」並びに令和 3 年 4 月 6 日全庁通知(グループウェア掲載)「【続・続報】随意契約事務の起案について」を熟読し運用してください。

2 現金出納及び保管管理

つり銭を保管している 18 窓口の現金保管状況について監査しました。

福祉事務所及び生涯学習課では、安芸市会計事務規則第 5 条及び同規則第 98 条に規定している出納員による現金出納の確認が行われていない事例があった。

福祉事務所及び学校教育課では、手提げ金庫に公金以外の現金が保管されていた。平成 31 年 2 月 21 日(安芸市監査委員告示第 1 号)で公表した定期監査において、税務課・環境課・上下水道課・生涯学習課に同様の事例があり指摘したところである。今回の監査実施についても、事前通知を行ったにも拘わらず同様の結果となったことは残念である。

<指摘事項>

監査は、現金取扱いの不備を指摘することを目的に行ったものではなく、適正な公金管理体制と関係職員の公金に対する意識の向上を目的として実施したものである。

今回の指摘事項は、公金金額の多少及び取扱う頻度ではなく、紛失等のリスク管理上の重要な事項であることを職員間で共有し実行してください。

また、監査対象外の課においても対岸の火事とはせず、適正な公金管理に努めてください。

3 郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)の出納及び保管管理

郵便切手類(切手・葉書・レターパック等)を保管している 15 係等の郵便切手類について監査しました。

郵便切手等を保管している理由としては、返信用及び勤務時間外の文書発送用が主なものであった。

<指摘事項>

福祉事務所及び生涯学習課では、旧額面の葉書を保管していた。長期に使用されないまま保有し続けることは、本来の保管目的から逸脱することになるので有効活用してください。